通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 運営規程 介護老人保健施設サンライフえさし

(運営規程設置の主旨)

第1条 本規程は、医療法人青樹会が開設する介護老人保健施設サンライフえさし(以下「事業所」という。)において実施する通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーション事業(以下「通所リハビリテーション事業等」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めるものである。

(事業の目的)

第2条 当施設で実施する通所リハビリテーション事業等は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーション事業にあっては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画及び、介護予防通所リハビリテーション計画(以下「通所リハビリテーション計画等」という。)を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画等に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
 - 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当施設では、ホスピタル精神(おもてなし)を持ち、地域社会への貢献を目指す。また、利用者個人の「その人らしさを大切に」した介護を中心に、利用者の自立支援を推進する。
 - 5 サービス等の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養 上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を 得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、 当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービス等の提供にかかる以 外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用 者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

- 第4条 事業所の名称所在地等は次のとおりとする。
 - (1) 施設名 介護老人保健施設サンライフえさし
 - (2) 開設年月日 平成10年4月15日
 - (3) 所在地 岩手県奥州市江刺岩谷堂字下惣田290番地の3
 - (4) 電話番号 0197-35-8480 (FAX 番号 0197-35-8482)
 - (5) 管理者名 施設長 君塚 五郎
 - (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(0351280003号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職及び必要数については法令 の定めるところによる。

(1) 管理者(施設長) 1人 (介護保険施設サービス及び医師兼務)

(2) 医師 1人 (介護保険施設サービス兼務)

(3)看護職員1人以上(4)介護職員3人以上

(5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

1人以上 (介護保険施設サービス兼務)

(6) 管理栄養士 1人 (介護保険施設サービス兼務)

(7) その他(事業所の実情に応じた適当数を配置)

(従業者の職務内容)

- 第6条 前条に定める当施設従業者の職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者は、施設の業務を統括管理する。
 - (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - (3)看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画等に基づく看護を行う。
 - (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画等に基づく介護を行う。
 - (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第7条 当施設の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。
 - (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までの6日間とする。

休日は、日曜日及び年末年始とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション等の利用定員数は、40人とする。

(事業の内容)

- 第9条 通所リハビリテーション等は、(介護予防にあっては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画等及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。
 - 2 通所リハビリテーション計画等に基づき、入浴介助を実施する。
 - 3 通所リハビリテーション計画等に基づき、食事を提供する。
 - 4 通所リハビリテーション計画等に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

- 第10条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める 基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであると きは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じ た額とする。
 - 2 保険給付の自己負担額を、別表に定める利用料金表により支払いを受ける。
 - 3 食費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。
 - 奥州市
 - 一関市
 - ・金ヶ崎町

(身体拘束等の原則禁止)

- 第12条 当施設は、サービス等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行 為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
 - 2 当施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の 内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

- 第13条 サービス等の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
 - ・ 飲酒は、禁止とする。(ただし、行事等特例は除く)
 - 喫煙は、禁止とする。
 - 火気の取扱いは、禁止とする。
 - ・ 設備・備品の利用は、損傷・汚染等に注意し、寝具備品等を著しく破損又は汚染した場合 には修理代又はクリーニング代の実費を申し出る場合がある。
 - 所持品・備品等の持ち込みは必要最低限とし、他利用者を考慮した範囲とする。
 - ・ 金銭・貴重品の管理は、利用者個人管理が可能な場合に限る。ただし、やむを得ない場合、少額に限り、ステーション内にて管理・保管する。(利用者個人管理時の盗難・紛失発生時には、事業所はその責任を一切負わないこととする。)
 - 宗教活動については、信仰の自由を尊重するが、他利用者に影響が及ばない範囲とする。
 - ペットの持ち込みは、禁止とする。
 - ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とする。
 - ・ 他利用者への迷惑行為は禁止とする。

(非常災害対策)

- 第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画 に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
 - (1) 防火管理者には、施設管理者又は消防署の講習を受講した資格者を充てる。
 - (2) 火元責任者には、施設従業者を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に従事者に周知する。
 - (7) 防火管理者は、施設従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
 - ① 利用者を含めた総合避難訓練………年1回以上
 - ② 非常災害用設備の使用方法の徹底………随時
 - (8) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
 - 2 当施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(従業者の服務規律)

- 第16条 当施設従業者は、関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令 に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して当施設の秩序を維持し、 常に次の事項に留意すること。
 - (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(従業者の質の確保)

第17条 当施設従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(従業者の勤務条件)

第18条 当施設従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人青樹会の就業規則による。

(従業者の健康管理)

第19条 当施設従業者は、この当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

- 第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正 に行う。
 - 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - 3 管理栄養士及び栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。
 - 5 利用者のサービス提供に充てられる場所は、常に清潔に保つこととする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 当施設従業者に対して、従業である期間および従業者でなくなった後においても、正 当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがな いよう指導教育を適時行うほか、従業者等が本規定に反した場合は、医療法人青樹会就 業規則に定める罰則をもって処するか、違約金を求めるものとする。

(苦情に対する対応)

第22条 当施設が提供したサービスに対する利用者からの苦情に適切に対応する為、相談窓口の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第23条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 2 当施設は、サービス提供中に、当施設従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第24条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回 以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、感染症予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第25条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上 必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するた めの方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

- 第26条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービス等の提供を継続的 に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、 次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第27条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させな い。
 - 2 運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当施設内に掲示する。
 - 3 通所リハビリテーション等に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、 運営に関する重要事項については、医療法人青樹会介護老人保健施設サンライフえさし の「運営会議」において定めるものとする。

付 則

- 1. この規程は、当事業所に出入りする全てのものに適用する
- 2. この規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 3. この規程は、平成20年8月1日より施行する。
- 4. この規程は、平成23年3月1日より施行する。
- 5. この規程は、平成25年2月28日より施行する。
- 6. この規定は、平成29年7月1日より施行する。
- 7. この規定は、平成30年7月1日より施行する。

- 8. この規定は、平成30年10月1日より施行する。
- 9. この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- 10. この規程は、令和3年11月1日より施行する。
- 11. この規程は、令和4年9月1日より施行する。
- 12. この規定は、令和6年3月1日より施行する。